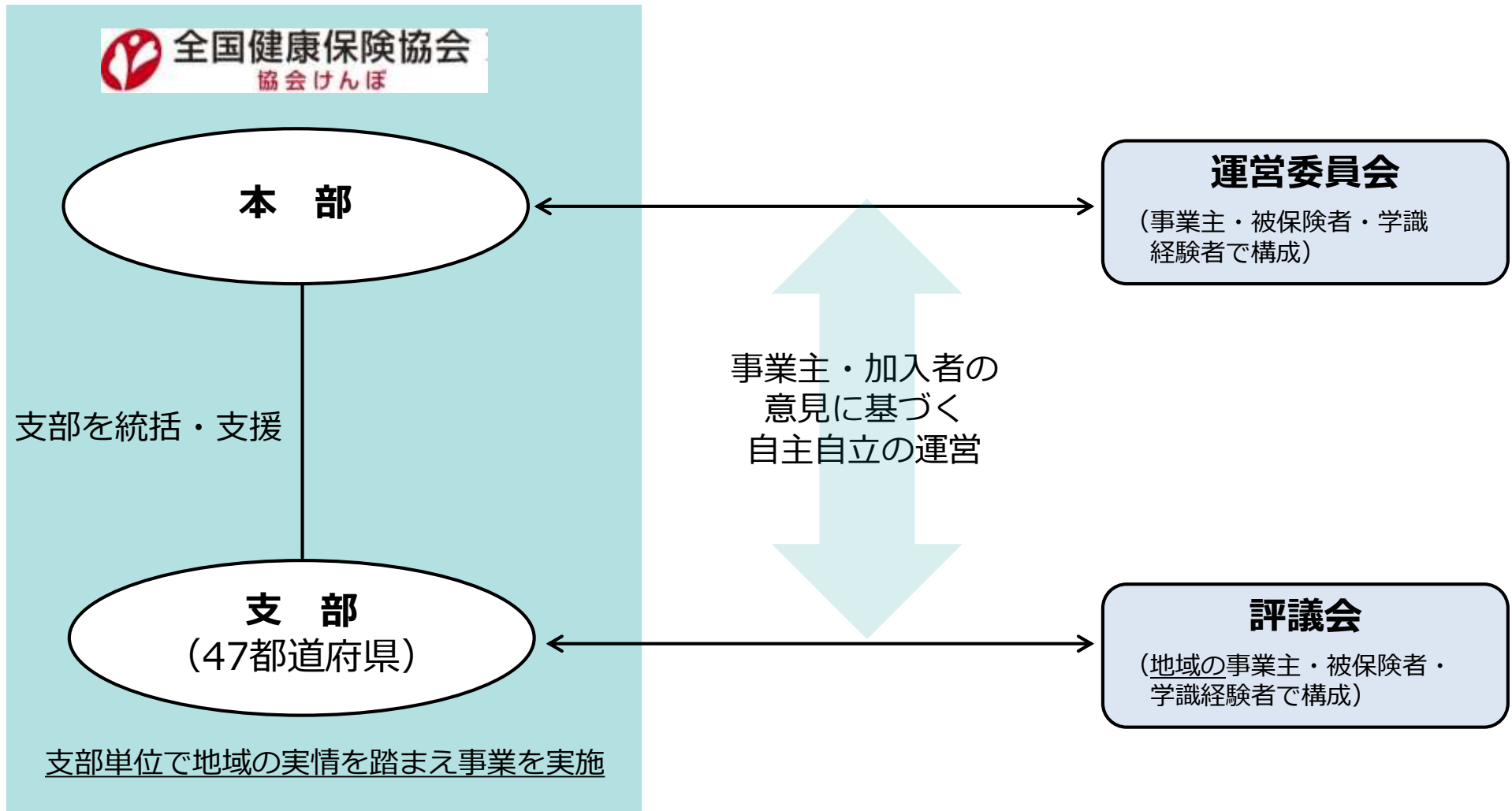


全国健康保険協会(協会けんぽ)の 支部評議会について

支部評議会の位置づけ

本部に運営委員会、支部に評議会を設け、それぞれ事業主・被保険者・学識経験者が参画し、運営に関する重要事項を審議します。



■ 支部評議会

- 協会けんぽでは、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、47都道府県の支部ごとに評議会を設け、**支部における業務の実施について、評議会の意見を聴く**ものとされています。

■ 評議会の職務

- ① 毎事業年度の**事業計画並びに予算及び決算**のうち、支部に係る事項
- ② 支部の**都道府県単位保険料率の変更**に関する事項
- ③ その他、**支部の業務に関する重要事項**

※上記①～③について、支部長はあらかじめ評議会の意見を聞くこととされています。

■ 評議会の開催頻度

- 年3～5回（東京支部の場合）

■ 人 数

○ 12名以内

※東京支部は9名です。

■ 評議員の構成

- ① 事業主
- ② 被保険者
- ③ 学識経験者

※上記①～③から、同数を支部の支部長が委嘱します。東京支部は各3名ずつ委嘱しています。

■ 任 期

○ 2年

※前任の評議員が辞任した場合、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間となります。

東京支部の評議員(令和2年11月1日ー令和4年10月31日)

	氏 名	事業所名など
事業主代表	飯島 正宏	東京湾遊漁船業協同組合 理事長
	嶋村 文男	島村運輸倉庫株式会社 代表取締役社長
	傳田 純	東京都商工会連合会 専務理事
被保険者代表	浅川 律子	ドリームサポート社会保険労務士法人（健康保険委員）
	田中 裕人	U Aゼンセン東京都支部（公募）
	藤田 紀子	一般社団法人 企業福祉・共済総合研究所（健康保険委員）
学識経験者	恩藏 三穂	高千穂大学 教授
	木津川 迪治	東京都弁護士国民健康保険組合 副理事長
	杉村 栄一	公益財団法人 東京都福祉保健財団 理事長

議長

- 評議会に議長を置き、評議員の互選により選任する。
- 議長は、評議会の議事を整理する。
- 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を行う。

(全国健康保険協会評議会規程 第5条)

定足数

評議会は、以下の①又は②の条件を満たさなければ、議事を開くことができない。

- ① 評議員の総数の3分の2以上
- ② 事業主代表、被保険者代表及び学識経験者の各3分の1以上

(全国健康保険協会評議会規程 第6条)

議決方法

- 評議会の議事は、出席評議員の過半数で決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。

(全国健康保険協会評議会規程 第8条)

【参考】支部評議会と運営委員会について

	支部評議会	運営委員会
設 置	都道府県支部	本部
任命者	支部長	厚生労働大臣
人 数	1 2 人以内 ※支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。	9 人以内 ※委員は、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。
任 期	2 年 ※補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間。	2 年 ※補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。
職 務	次に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴くものとする。 (1) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項 (2) 当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項 (3) その他当該支部の業務に関する重要事項	次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 運営規則の変更（第4 5条第2項ただし書に規定するものを除く） (3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算 (4) 重要な財産の処分又は重大な債務の負担 (5) 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更 (6) その他協会の組織及び業務に関する重要事項